

# 公安委員会定例会議開催状況

1 開催日 令和3年7月21日(水)

2 開催場所 警察本部大会議室 公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

町田委員長 高橋委員 五十嵐委員

(2) 警察本部

本部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長  
情報通信部長 首席監察官 警察学校長

広報広聴課長 監察官 訟務室長 人身安全対策統括官 生活安全企画課長

捜査第一課長 組織犯罪対策課長 交通部管理官 交通反則通告センター副所長

交通規制課長 運転管理課聴聞官 警備第一課長 警備第二課長

4 議事の概要

(1) 報告事項

ア 児童虐待事案の取扱状況について(令和3年上半期)

警察本部から、令和3年上半期における児童虐待事案の取扱状況について、報告があった。

委員から、「痛ましい事件が発生しているが、事件の発生を防ぐためには、いち早く情報を把握することが大事であり、被害児童が減少するような取組をお願いしたい。」「児童虐待事案は、家庭内で発生することが多いが、地域にとっても重要な問題であり、10年前と比較して相談件数、検挙人員等が増加しているので、更に増えることがないように、しっかりとした取組をお願いしたい。」と意見があった。

また、委員から、「虐待の端緒を児童相談所や自治体が把握しても、事実関係を確認することが難しいこともあると思うので、関係機関との連携を強化し、主体的な取組をお願いしたい。」と意見があり、警察本部から、「県警察では、平成28年に県と協定を締結し、平成30年からは、児童相談所と把握している情報を共有するなど、連携強化に努めているところであり、引き続き、積極的かつ適切に対応していきたい。」と回答があった。

イ 群馬県迷惑行為防止条例違反事件の検挙について

警察本部から、令和3年7月14日、群馬県総合交通センター内において発生

した群馬県迷惑行為防止条例違反事件の被疑者検挙について、報告があった。

委員から、「盗撮事案は悪質であり、犯罪を予防するためにも条例が改正され罰則が強化されていることなどについて、積極的に広報啓発することが大切だと思う。」と意見があった。

ウ 110番通報受理状況について（令和3年上半期）

警察本部から、令和3年上半期における110番通報の受理状況について、報告があった。

委員から、「110番通報をすると、すぐに警察が来てくれることは、住民にとって有り難いことであり、よく対応していると思う。」と意見があった。

また、委員から、「緊急配備訓練は、実施しているのか。」と質問があり、警察本部から、「具体的な事例に基づき、定期的に訓練を実施している。」と回答があった。

さらに、委員から、「緊急配備は、どのようなときに行うのか。」と質問があり、警察本部から、「例えば、強盗事件等の重大事件が発生したときである。」と回答があった。

(2) 決裁事項

ア 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律等に係る事務の専決状況について（令和3年第2四半期）

警察本部から、令和3年第2四半期における犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律等に係る公安委員会の権限に属する事務の専決状況について説明があり、決裁した。

イ 令和3年度第1四半期における服務監察の実施結果について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ウ 警察職員の交通事故、交通違反及び苦情状況について（令和3年6月末）

警察本部から、令和3年6月末における警察職員の交通事故、交通違反及び苦情状況について説明があり、決裁した。

エ 行政事件訴訟等の発生及び応訴について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

オ 運転免許証の更新処分に対する審査請求の取下げについて

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

カ ストーカー規制法に基づく禁止命令及び警告の実施状況について（令和3年第2四半期）

警察本部から、令和3年第2四半期におけるストーカー規制法に基づく禁止命令及び警告の実施状況について説明があり、決裁した。

委員から、「警告等は、被害者からの申出が多いのか。」と質問があり、警察本部から、「被害者からの申出が多いが、事案内容によっては、警察が積極的に関与し、職権で実施することもある。」と回答があった。

キ 生活安全部所管の公安委員会事務に関する専決結果について（令和3年第2四

半期)

警察本部から、令和3年第2四半期における生活安全部所管の公安委員会の権限に属する事務の専決状況について説明があり、決裁した。

ク 太田市新井町地内におけるコンビニ強盗未遂事件の発生・検挙について

警察本部から、令和3年7月16日、太田市新井町地内において発生したコンビニ強盗未遂事件の発生及び被疑者検挙について説明があり、決裁した。

委員から、「店員にけががなく、また早期に検挙できて良かった。」と意見があった。

ケ 暴力団対策法及び群馬県暴力団排除条例に関する公安委員会権限事務の専決状況等について（令和3年第2四半期）

警察本部から、令和3年第2四半期における暴力団対策法及び群馬県暴力団排除条例に関する公安委員会の権限に属する事務の専決状況等について説明があり決裁した。

コ 道路交通法等の一部を改正する法律等の施行に伴う群馬県道路交通法施行細則（群馬県公安委員会規則）の一部改正について

警察本部から、「令和2年12月1日、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）等の施行により、道路交通法第44条第2項（停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大）が新設されたことに伴い、群馬県道路交通法施行細則に規定する様式を改めるなど、所要の改正を行う。」と説明があり、決裁した。

サ 交通企画課関係事務の専決状況について（自動車運転代行業、緊急自動車等）（令和3年上半年期）

警察本部から、令和3年上半年期における交通企画課所管の公安委員会の権限に属する事務の専決状況について説明があり、決裁した。

シ 公益財団法人群馬県交通安全協会の令和2年度事業報告及び決算報告書について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ス 交通指導課関係事務の専決状況について（令和3年上半年期）

警察本部から、令和3年上半年期における交通指導課所管の公安委員会の権限に属する事務の専決状況について説明があり、決裁した。

セ 廃止信号機関連の交通規制について

警察本部から、廃止信号機関連の交通規制について説明があり、決裁した。

委員から、「信号機を廃止するときは、どこに説明しているのか。」と質問があり、警察本部から、「地元住民や区長を始め、道路管理者、自治体等へ説明している。」と回答があった。

ソ 行政処分の意見聴取結果について

警察本部から、当日実施した運転免許行政処分対象事案15件の意見聴取結果及び4件の聴聞結果について説明があり、決裁した。

タ 令和2年中の特定秘密の保護措置及び適正評価の実施状況等について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

チ 警察法第60条第1項の規定による援助要求について

警察本部から、静岡県公安委員会からの災害警備活動に伴う援助要求について説明があり、決裁した。

ツ 「群馬県集団示威運動等に関する条例」にかかる公安委員会の権限に属する事務の専決状況について（令和3年第2四半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

テ 「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」にかかる公安委員会の権限に属する事務の専決状況について（令和3年第2四半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ト 警察法第60条第1項の規定による援助の要求の取下げについて

警察本部から、東京都公安委員会からの特別派遣活動に伴う援助要求の取消しについて説明があり、決裁した。